

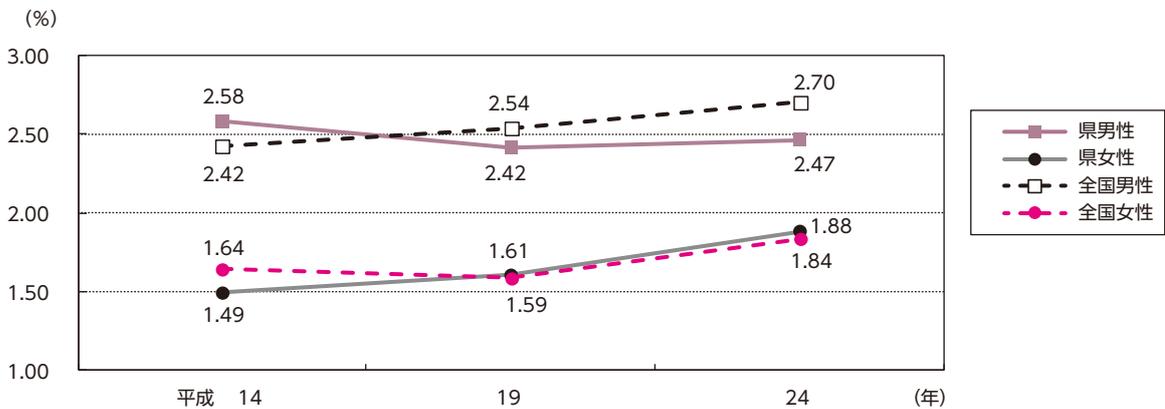
3 困難を有する子ども・若者

(1) ニート、ひきこもりの状況

① 若年者の無業者（ニート）の割合の推移

本県における平成24年の若年無業者（いわゆる「ニート」）の割合については、男性は全国平均を下回り、女性はほぼ同じとなっています。推移については、全国では男女とも、本県では女性が増加傾向にあります。人数については、平成14年に男女合わせて5,700人、平成19年は5,100人、平成24年は4,700人となっており減少傾向にあります。

図表26 若年者の無業者の割合推移（全国・山形県）



若年無業者

15～34歳の無業者で家事も通学もしていないもののうち、以下①及び②の者をいう。

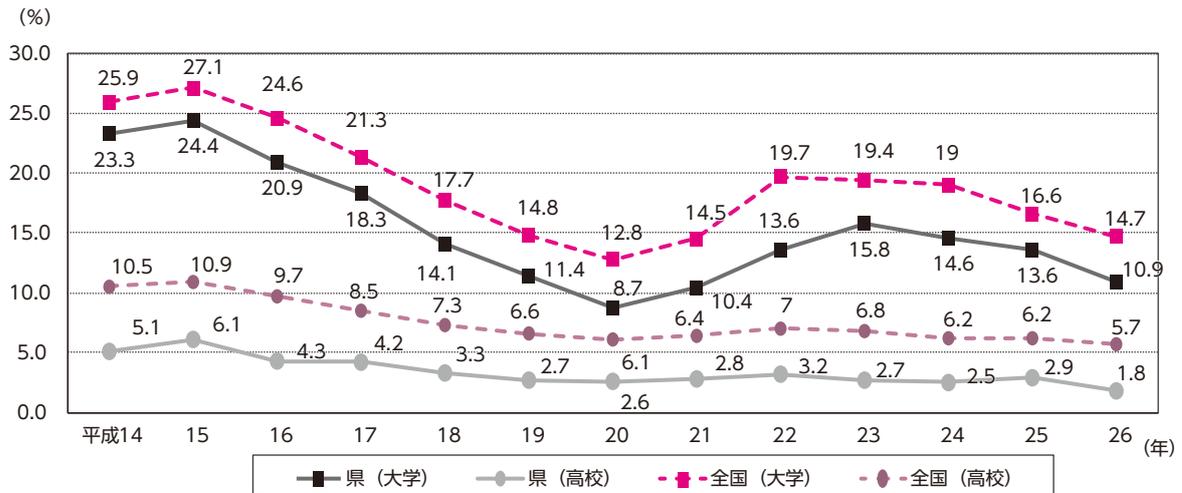
- ① 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就業を希望していない者（非就業希望者）

② 新卒無業者の推移

新卒無業者については景気動向により大きく左右されると考えられます。

本県における新卒無業者の割合は、高等学校・大学ともに全国平均を下回っています。

図表27 若年者の新卒無業者の割合推移（全国・山形県）



※卒業後、一時的な仕事についた者も含まれる。

資料：文部科学省「学校基本調査」（平成26年3月卒は速報値）

③ 困難を有する若者に関するアンケート調査

平成25年4～5月に、県内全ての民生委員児童委員を対象に実施したアンケートによれば、ひきこもりやニート等の「社会生活に参加する上で困難を有する若者等」（全年齢）の人数は1,607人で、そのうち15～39歳までの「若者」が855人となっており、全年齢の53%を占めています。

困難を有する状況の期間は5年以上が約半分、10年以上が約3分の1を占めています。

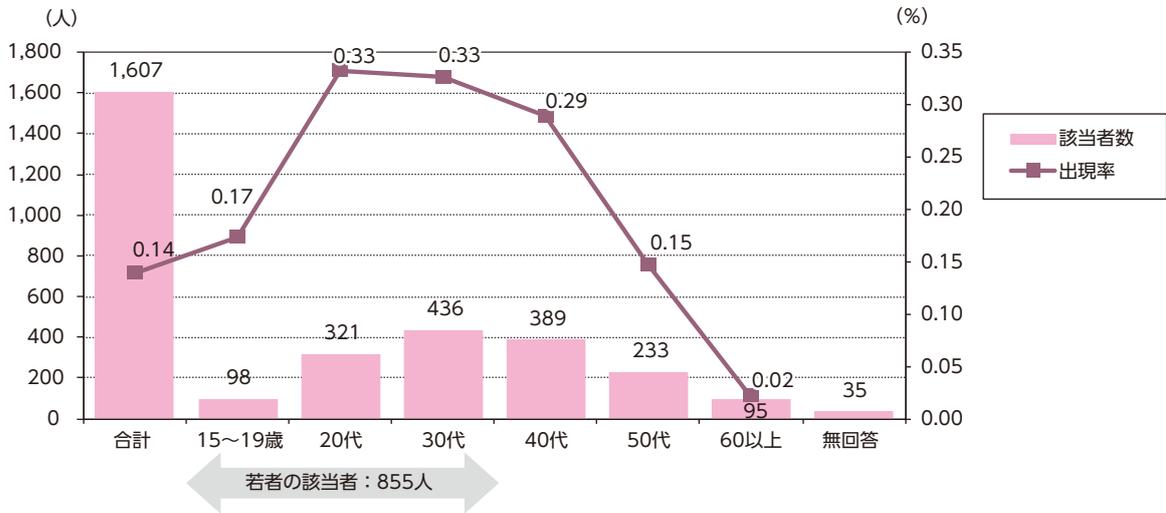
また、困難を有する者の状況は、ほとんど外に出ない者が23.4%、買い物程度には出る者が56.7%となっています。

図表28 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率
（平成25年）（山形県 4地域、市部、町村部）



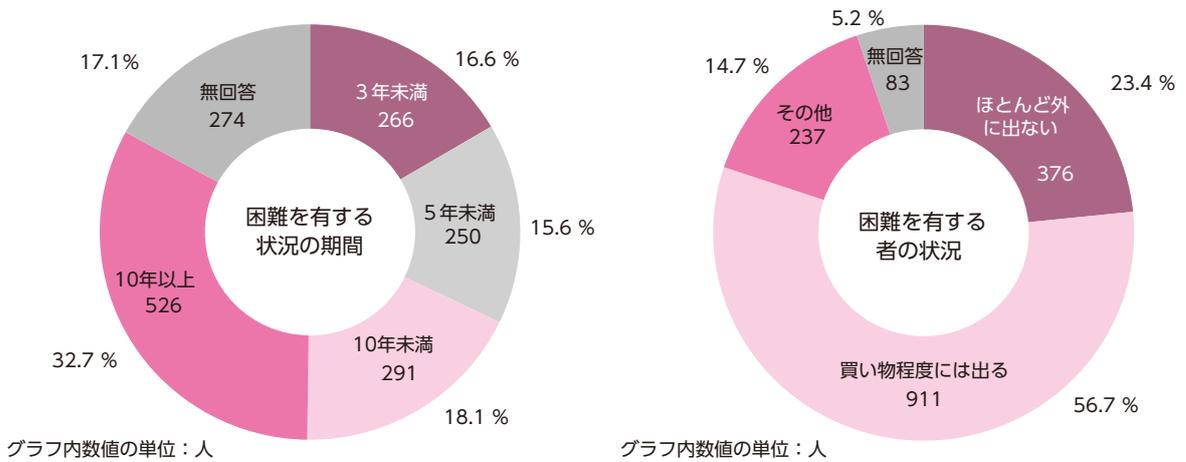
資料：山形県若者支援・男女共同参画課「困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」（平成25年）

図表29 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率
(平成25年) (山形県 年齢別)



資料：山形県若者支援・男女共同参画課「困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成25年)

図表30 社会生活に参加する上で困難を有する若者等が困難を有する期間及びその状況
(平成25年) (山形県)



資料：山形県若者支援・男女共同参画課「困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成25年)

■ ひきこもりに関する推計 (内閣府推計値)

平成22年2月に内閣府が実施した調査から推計されるひきこもりの若者（15～39歳）は広義で69.6万人、狭義で23.6万人いるとされ、これを人口比で単純に割り出すと、本県においては広義で約5,000人、狭義で約1,800人の該当者がいる計算になります。

図表31 ひきこもりの状態にある若者の内閣府推計値（平成22年）（全国）

ひきこもりの状態	有効回収率に占める割合(%)	全国の推計数(万人)	
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	狭義のひきこもり 23.6万人
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19	準ひきこもり	46.0万人
計	1.79	広義のひきこもり	69.6万人

資料：内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成22年）

(厚生労働省推計値)

平成18年に厚生労働省が実施した「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によると、全国の総世帯の0.56%に現在ひきこもり状態にある子どもがおり、その数は25.5万世帯程度と推計されています。

これを山形県の世帯数にあてはめると、約2,000世帯程度になります。

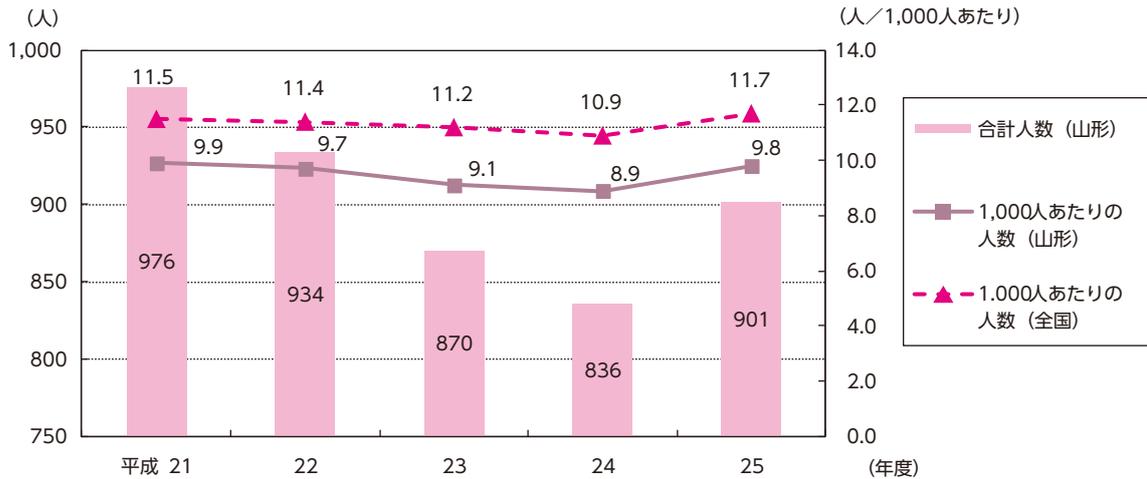


(2) 不登校、中途退学の状況

① 不登校児童生徒数の推移

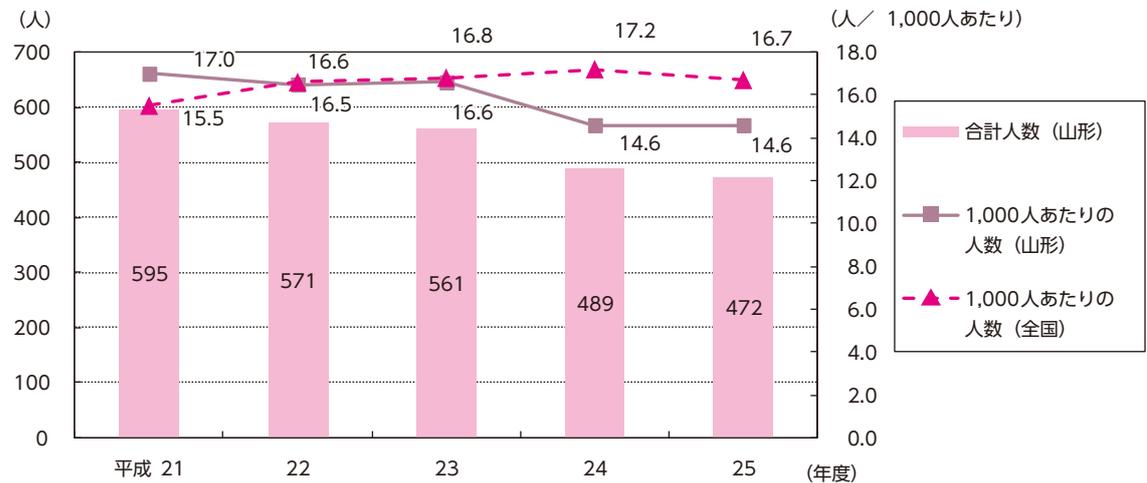
小・中学校では、不登校児童生徒数、児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数ともに、前年度と比べ増加しました。高等学校では、過去5年間で見ると、不登校生徒数は最少、出現率は昨年並みとなっています。

図表32 不登校児童生徒数の推移（小中学校合計）（全国・山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

図表33 不登校生徒数の推移（高等学校合計）（全国・山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

■ 不登校のきっかけ

学校に係る状況としては、いじめを除く友人関係をめぐる問題、家庭状況では親子関係をめぐる問題、本人にかかる状況としては不安等の情緒的な混乱を原因とする割合が最も高い割合を占めています。

特に、本人にかかる状況を原因とした回答が最も多かったことから、本人のきっかけを解決するための支援策が必要と考えられます。

図表34 不登校のきっかけ（小中高等学校計）（平成24・25年度）（山形県）

不登校のきっかけ	学校に係る状況							
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応
小学校	4(2)	15(9)	7(4)	15(3)	0(1)	0(0)	0(2)	7(7)
中学校	4(16)	106(96)	3(5)	50(61)	6(11)	15(19)	9(6)	6(13)
高等学校	4(5)	40(73)	3(3)	43(29)	22(15)	8(6)	8(9)	25(47)
不登校のきっかけ	家庭に係る状況							
	家庭の生活環境の急激な変化	親子関係をめぐる問題	家庭内の不和					
小学校	18(5)	30(24)	5(4)					
中学校	34(36)	51(53)	14(25)					
高等学校	20(10)	31(34)	18(12)					
不登校のきっかけ	本人に係る状況						その他	不明
	病気による欠席	あそび・非行	無気力	不安などの情緒的混乱	意図的な拒否	その他本人に関わる問題		
小学校	18(17)	1(0)	25(20)	49(66)	1(1)	5(2)	7(8)	4(10)
中学校	62(50)	18(13)	137(124)	195(174)	24(18)	49(40)	25(11)	15(27)
高等学校	48(41)	33(27)	80(69)	155(130)	31(10)	9(17)	1(6)	6(7)
	学校に係る状況計(件)		家庭に係る状況計		本人による状況計		合計	
小学校	48(28)		53(33)		99(106)		211(185)	
中学校	199(227)		99(114)		485(419)		823(798)	
高等学校	153(187)		69(56)		356(294)		585(550)	

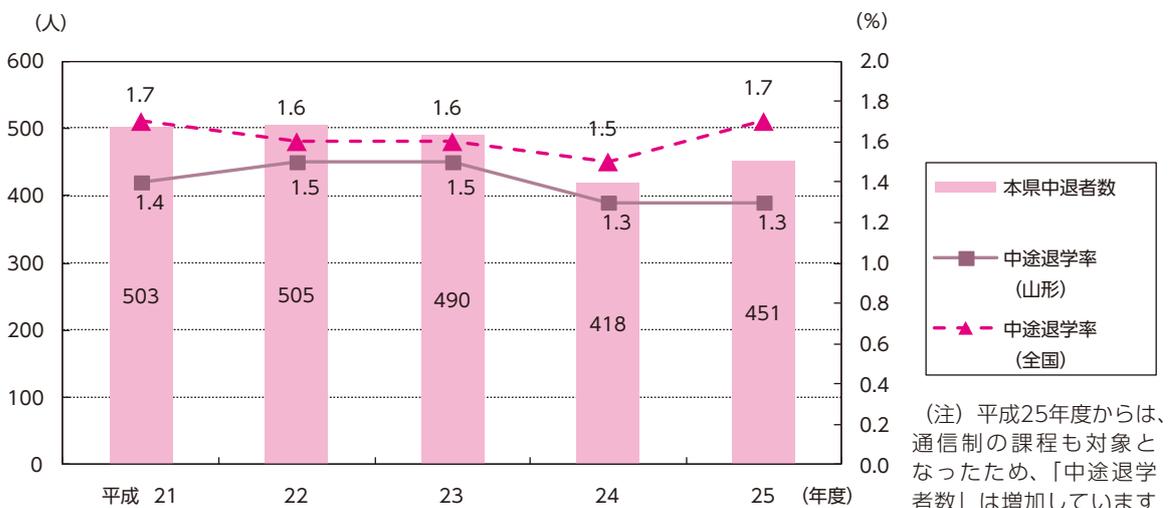
※複数回答 ※実数字は25年度調査結果、カッコ内数字は24年度調査結果(件)

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

② 高等学校における中途退学の状況

平成25年度の高等学校における中途退学者数は、前年度と比べ増加しました。中途退学率は全国に比べて若干低めとなっており、ここ5年間では1.3~1.5%となっています。

図表35 高等学校における中途退学者数の推移（山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

■ 高等学校中途退学の理由

中退の理由としては別の高校への入学や就職を希望する「進路変更」によるものだけでなく、もともと高校生活に熱意がない、人間関係が保てないといった「学校生活等不適応」によるものも多くなっており、不登校の原因と同様の傾向が見られます。

図表36 高等学校における中途退学の理由（平成24・25年度）（山形県）

中退の理由	学業不振	学校生活等不適応					進路変更				
		もともと高校生活に熱意がない	授業に興味を持ってない	人間関係が保てない	学校の雰囲気が合わない	その他	別の高校への入学希望	専修学校などへの入学希望	就職を希望	高卒程度認定試験受験を希望	その他
高等学校	13(6)	60(80)	19(15)	36(56)	30(20)	27(14)	78(79)	5(7)	53(27)	30(9)	22(10)
中退の理由	病・怪我・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他の理由	合計					
高等学校	25(19)	9(5)	17(16)	12(22)	15(33)	451(418)					

※複数回答 ※実数字は25年度調査結果、カッコ内数字は24年度調査結果（件）

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 障がいのある子ども・若者

① 身体障がい児・知的障がい児の数と県発達障がい者支援センターにおける相談件数

平成25年度の県内における身体障がい児、知的障がい児の数はそれぞれ720人、1,317人です。県発達障がい者支援センターにおける相談件数は、最近では年間1,500件程度となっています。

図表37 身体障がい児・知的障がい児の数（平成25年度）（山形県）

障がい別・障がい程度	身体障がい児人員数(人)					知的障がい児人員数(人)	
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	重 度	中軽度
人員数・件数	27	125	5	404	159	428	889
合 計	720					1,317	

資料：山形県障がい福祉課

図表38 県発達障がい者支援センターにおける相談件数（山形県）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
発達障がい相談延べ件数	1,326	1,369	1,392	1,532	1,514

資料：山形県発達障がい者支援センター

② 特別支援教育

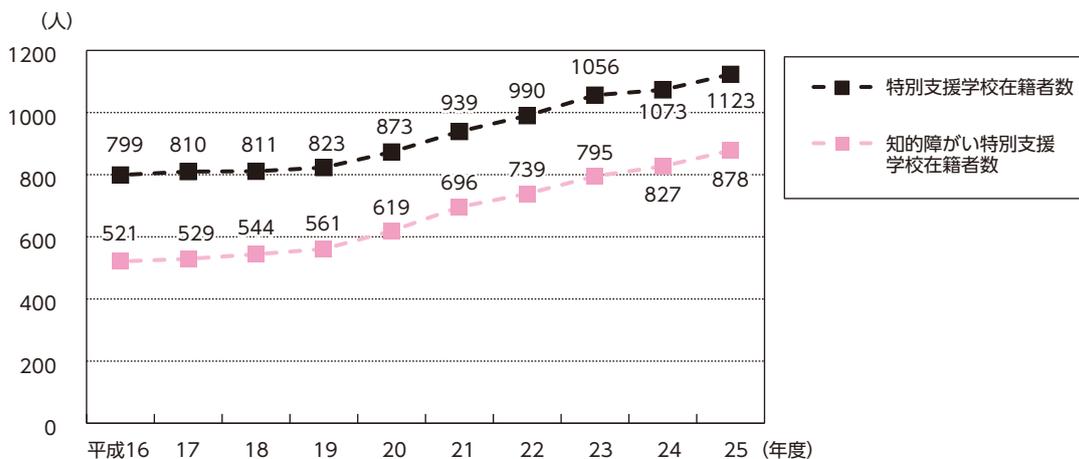
■ 特別支援学校在籍者数（国立を含む）

特別支援学校は、障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれの幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

県内特別支援学校（国立を含む）における在籍者数は年々増加しています。

そのうち、特に知的障がい特別支援学校在籍者数が増加しており、平成25年度は約8割を占めています。

図表39 特別支援学校在籍者数（山形県）

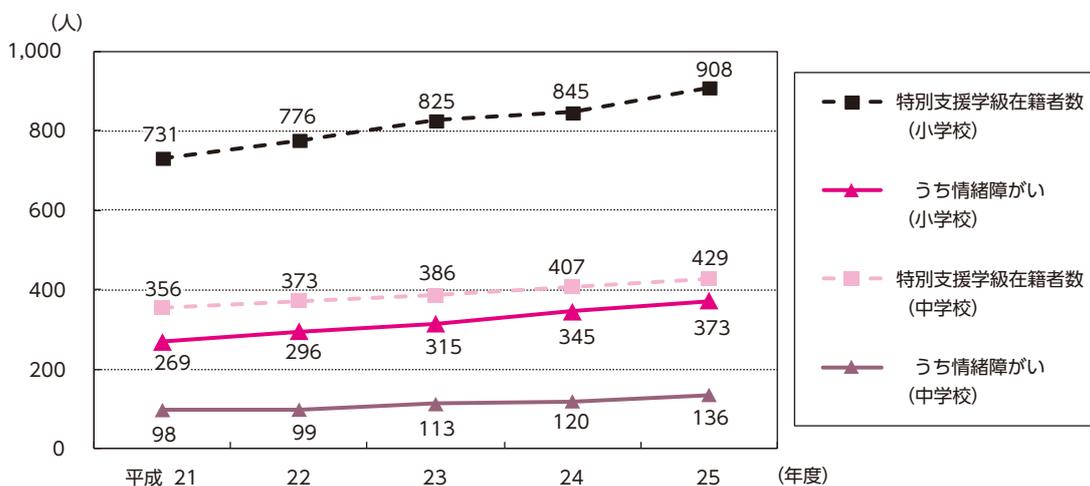


■ 特別支援学級在籍者数（小中学校）

県内小中学校における特別支援学級在籍者数は、特別支援学校と同様、年々増加しています。

そのうち、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍者数は、小学校で約4割、中学校では約3割を占めています。

図表40 小中学校における特別支援学級在籍者数（山形県）

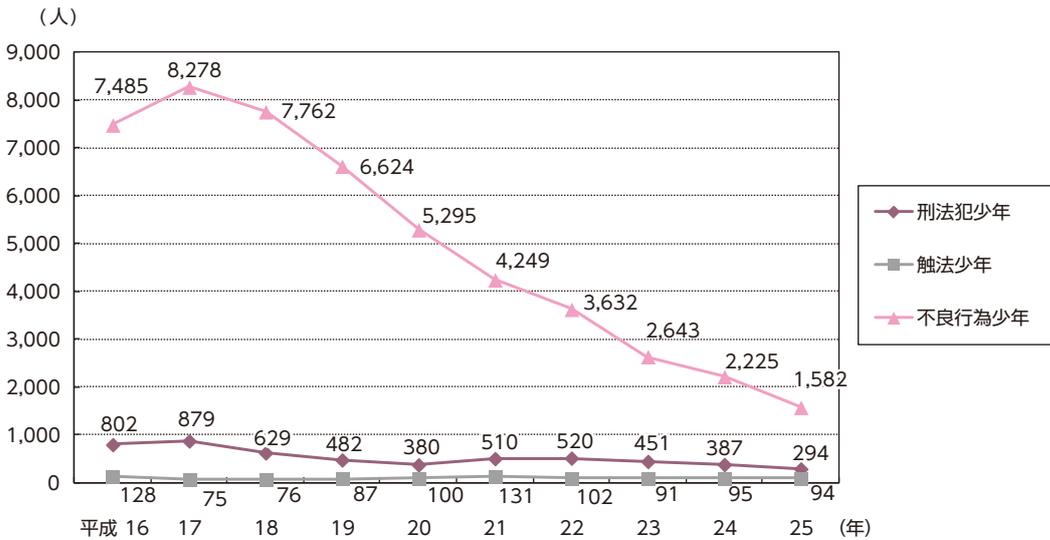


(4) 非行、いじめ、暴力行為

① 少年非行の状況

本県における少年非行（20歳未満）の状況は、不良行為少年については10年前より大幅に減少しているものの、触法少年数はほぼ横ばいに推移していることから、今後とも引き続き非行防止の取組みが必要となっています。

図表41 少年非行の状況（山形県）



資料：警察庁「少年の補導及び保護の概況」、山形県警察本部調べ

刑法犯少年：刑法犯の罪を犯した犯罪少年（交通関係を除く）

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己または他人の特性を害する行為をしている少年。

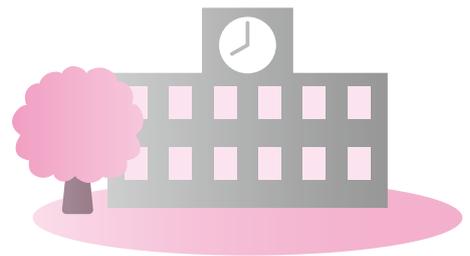
非行少年：犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）、触法少年、ぐ犯少年（罪を犯し又は触法行為をするおそれのある少年）

② いじめ認知件数の推移

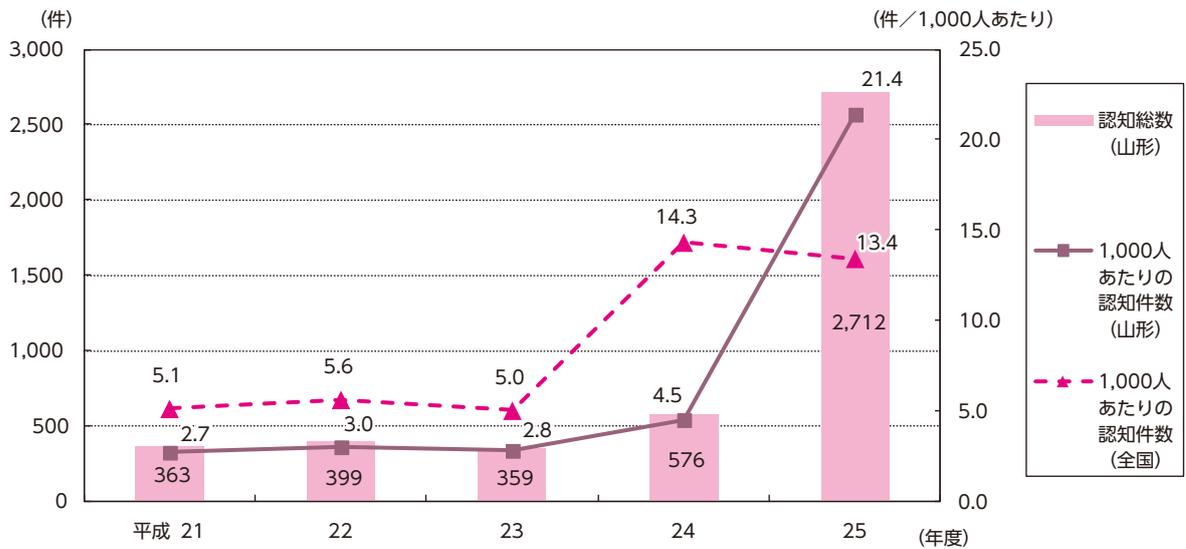
本県におけるいじめの認知件数は、平成24年度から25年度にかけて大幅な伸びを示しています。

また、児童生徒1,000人当たりの認知件数も同様の傾向を示しており、25年度に限れば、全国における認知件数を大幅に上回っています。

認知件数が増加した要因としては、県統一形式のアンケートを導入し、個別面談と併せて、児童生徒一人ひとりから丁寧に聞き取りを行い、より詳しく状況把握を行っていることに加え、保護者や児童生徒のいじめに対する意識が高まり、いじめについての相談が多く寄せられた結果であると考えられます。



図表42 いじめ認知件数の推移（山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

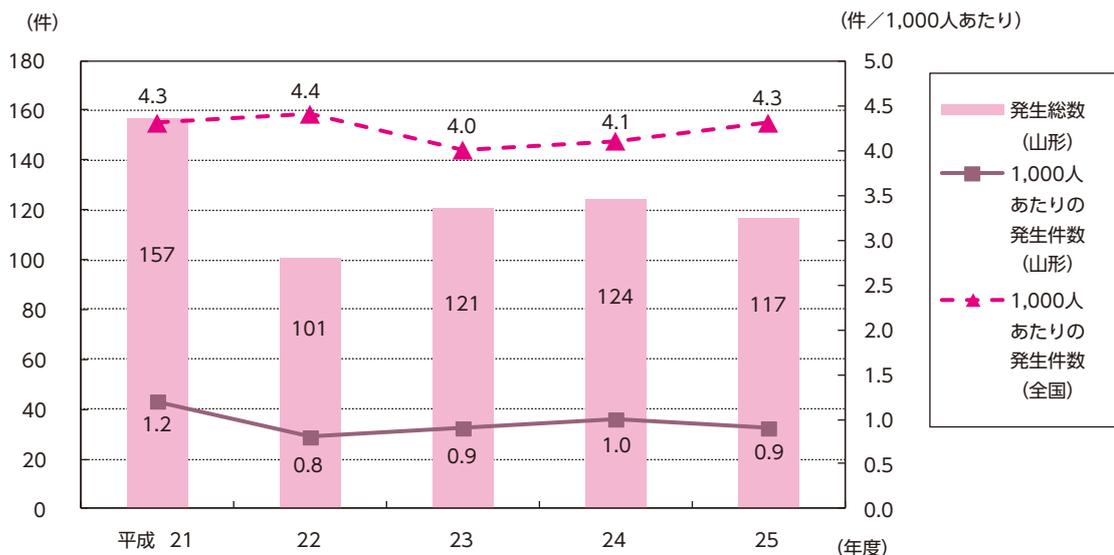
いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

③ 暴力行為の発生状況（小中高合計）

直近5年間における児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、本県では1件前後、全国では4件台前半で推移しています。

図表43 暴力行為の発生件数の推移（山形県・全国）

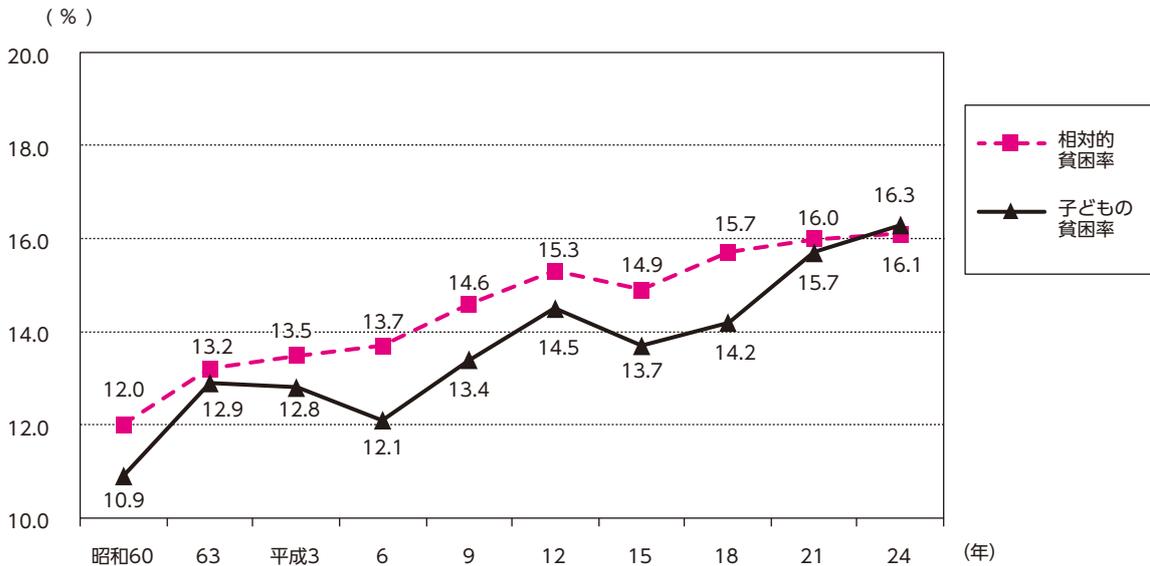


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(5) 子どもの貧困の状況

子どもの貧困率は平成6年以降増加傾向にあり、平成24年は16.3%と、前回（平成21年）調査時の15.7%に比べて、さらに貧困状態にある子どもの割合が増えています。

図表44 相対的貧困率の年次推移（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

子どもの貧困率：毎年実施の「国民生活基礎調査」の3年に1度の大規模調査を用い推計したものです。

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

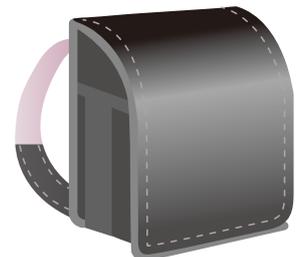
相対的貧困率：貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていないため、通常の暮らしができない者の割合です。

貧困線：世帯の可処分所得（いわゆる手取り収入）を、世帯員数の平方根で割って調整した金額（等価可処分所得）の中央値の半分の額をいいます。

※参考：平成24年度は122万円（名目）（単身世帯）が貧困線

■ 公的な就学援助制度による支援の状況

公立小中学校児童生徒総数に対する就学援助法による就学援助制度補助対象児童生徒（要保護児童生徒、準要保護児童生徒）の割合は、市町村における認定基準が異なるため一概には言えないものの、過去5年間は全国・県ともにおおむね増加傾向にあります。



図表45 就学援助率の年次推移（全国・山形県）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
就学援助率（全国） （要保護・準要保護合計）	13.93	14.51	15.28	15.58	15.64
就学援助率（山形県）	5.52	6.48	6.87	7.14	7.09

資料：文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）」、全国学校事務職員制度研究会「都道府県別就学援助率の推移」

要保護児童生徒：生活保護法に規定する要保護者

準要保護児童生徒：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者

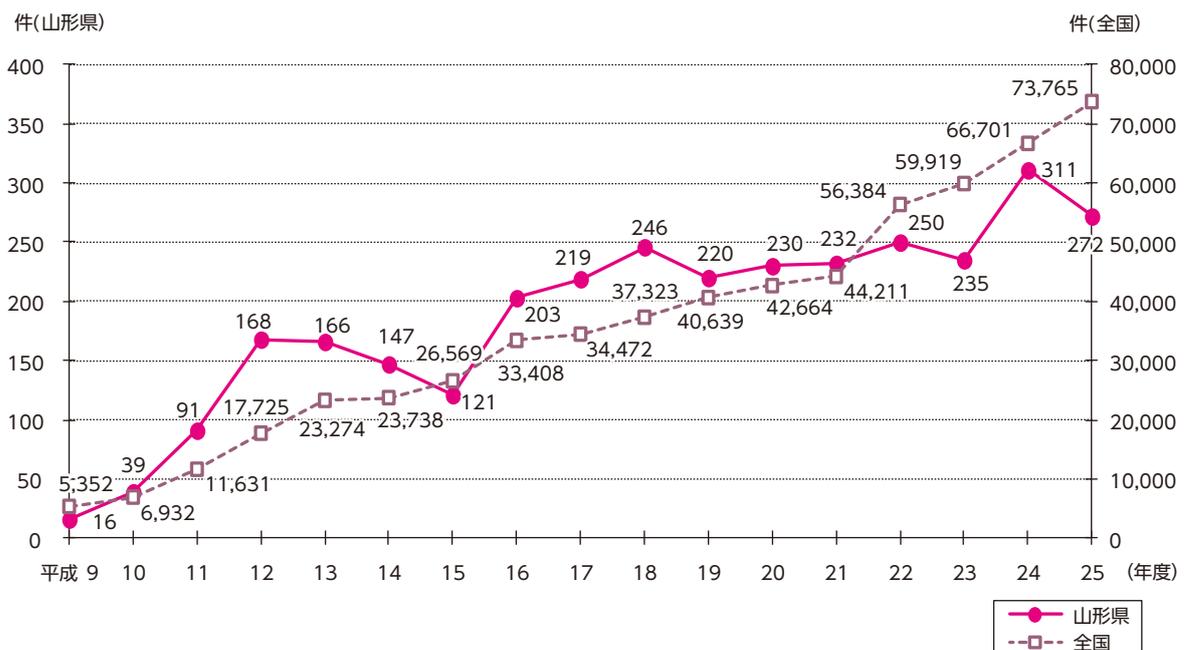
(6) 子ども虐待の状況

虐待と認定された相談件数は、平成16年の児童虐待防止法の改正による通告範囲の拡大（「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」へ）もあり、同年から再び増加に転じ、本県では200件を超える状況が続いています。

また、平成24年度から、警察の取組み強化により、児童の面前でのDV（ドメスティックバイオレンス）に対する通告が増加したことに伴い、本県では平成24年度に過去最高の311件となりました。

図表46 虐待相談対応件数の推移（全国・山形県）

（全国の児童相談所に対応した対応件数で参考値、県は虐待と認定した件数。なお、全国について平成22年度は福島県を除く集計、平成25年度は速報値）



資料：山形県子ども家庭課調べ